

今般のロシアによるウクライナ侵攻によって、「新冷戦」と言われる米中対立が中心と考えられた国際情勢はより複雑なものとなった。G7 構成国として我が国がロシアに対する経済制裁に取り組む姿勢は、ロシアの「力による一方的な現状変更」に反対する国際社会との団結と連帯を示すものであり、民主主義国が共有する価値観を体現していると考えられる。これら一連の経済制裁の抜け穴を塞ぎつつ実効的なものにせしめ、圧力をかけ続けられるか、西側諸国の真価が問われる。ウクライナ危機は同時に同盟の重要性、ロシアや中国のような権威主義国に天然ガスやその他の資源等を依存することの脆弱性を浮き彫りにした。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、東アジアにおける中国と台湾の関係性にも通じるものであり、我が国としてもこれを我が事と捉え、対処し、そして自ら望ましい国際秩序の形成に努めなければならない。本稿はウクライナ危機を問題意識の中心に据え、短期的、中長期的観点から我が国が果たすべき役割を項目にそって考察し、政府のみならず民主主義の基盤たる政党が担い得る役割を最後に論じるものである。なお、我が国が果たすべき役割は世界のブロック化を志向したものではなく、権威主義国に対して現実的な対応を促し、国際協調に軸足を据えさせることを目的とする。

1. エネルギー・経済安全保障 —対露依存逡減で政策可動域を広く—

一部の欧州諸国によるロシアへのエネルギー依存は、結果として重要なライフ・ラインを権威主義的な調達先に握られることを意味し、ウクライナ危機はその脆弱性を露見させた。ドイツはノルド・ストリーム2の承認作業を停止させ、LNG 基地建設を発表するに至った。今後も石油輸出国機構（OPEC）が大幅な増産に動かないとすれば、カーボン・ニュートラルの趨勢を踏まえ、水素等のクリーン・エネルギー技術の革新を急ぐことが中長期的な課題となる。我が国としても中長期的、短期的にエネルギーを権威主義国に依存することの脆弱性を取り除くことで、エネルギー調達先のバーゲニング・パワーを逡減させることが出来る。これは非資源国にとり極めて重要である。しかしクリーン・エネルギーの広まりには相当な時間を要するため、伝統的に中東諸国と良好な関係を有する我が国が引き続き増産を誠心誠意働きかけるべきである。また、特に欧州諸国のエネルギーひっ迫を緩和出来るよう、米国や国際エネルギー機関（IEA）諸国との協調により、欧州へのエネルギー

ギーの融通円滑化に向けた国際環境の構築に臨むべきである。レアアース等の資源についても、経済安全保障の観点から同様に依存の逡減に向けた対策が求められる。

このように、エネルギー安全保障、経済安全保障の観点から権威主義国を調達先とすることを出来る限り避ける必要がある。我が国としては、水素等のクリーン・エネルギーへの取り組みを急ぎつつ、エネルギー基盤がぜい弱な国々の脱炭素に向け協力、支援することが中長期的な貢献となる。

2. インド太平洋・安全保障 —抑止力の維持こそ我が国の役割—

ウクライナ危機は、我が国にとって台湾海峡問題に準えること出来る。中国が同じようなロジックで台湾へ侵攻する可能性も否定出来ない一方、ウクライナ危機でむしろ中国は台湾の武力による併合に動きづらくなったという見方もある²。米国によるインド太平洋へのコミットメントは変わることはないと考えるが、欧州により気を配る必要性が生じたことは確かであろう。近年、欧州諸国及び欧州連合もそれぞれインド太平洋戦略を発表し、同地域への関与を強めていた。我が国にとってもそれは非常に歓迎すべき点であるが、欧州諸国及び欧州連合による同地域への関与の優先度は一定程度変化するものとする。

その一方で、我が国としてもウクライナ危機に学び、インド太平洋地域において「力による一方的な現状変更」が起きないように日米同盟をより強固なものとし、抑止していくべきである。そのためにも、我が国として中長期的な防衛力の強化は当然のことながら、インテリジェンスの強化、国際連携が必要である。米国はロシアがウクライナを実際に侵攻する以前から兆候をつかみ、ロシアの企図をバイデン大統領をはじめとする要人が白日の下に晒すことで、ロシアの主張に正当性がないことを世界に示すことが出来た。国連総会で大多数の国がロシア非難決議³を支持した国際的総意の醸成に大きく寄与したと筆者は考える。インテリジェンスの適切な共有と開示でロシアの論拠を挫き、その軍事行動への正当性を崩したことは大きな成果である。現代戦はハイブリッド型とも言われ、武力行使の前には、工作員が標的国・地域に送り込まれ、現状変更を企図する側の都合良い環境が作られることがあると言われる。このためにも、我が国は米国をはじめとする価値観を共にする国々とインテリジェンス部分でより協力を図るべきである。その意味でもファイブ・アイズとの連携も視野に入れるべきである。

また、否定する見方もあるが⁴、初めて実戦において極超音速ミサイルが使用された模様である。これは現在のミサイル防衛システムでは迎撃することが難しいため、極超音速ミサイルの実戦投入を踏まえた、ミサイル防衛体制の再構築を急がなければならない。例えば衛星コンスタレーションの活用等の共同研究を念頭に、ミサイル防衛の再構築に向けた国際的コミットメント、及び我が国が自らの防衛力強化を図り、地域における「力による一方的な現状変更」を許さないという抑止力を増大させることで、国際的な平和と安定に貢献できる。これは我が国によるインド太平洋における大きな役割である。

また短期的には、ウクライナに供与したヘルメット、防護服といった防衛装備品の移転がスムーズに行えるような制度体系と体制に整理しておくことが重要であり、現行憲法の定める範囲において成し得る国際貢献を示すことが肝要である。

インド太平洋という広大な地域を、自由で開かれたものとし、このために同盟国である米国をはじめとする志を共にする国々とその責任を果たすことが、地域における我が国の果たすべき役割そのものである。

3. 新しい国際秩序形成 —G7 と有志国を基軸に—

ウクライナ危機が国際社会に突き付けた大きな課題は、国連安全保障理事会の機能不全という現実であった。ロシアが常任理事国として拒否権を行使できる環境⁵では、安保理として対応を採ることは難しい。国連改革に向け、ウクライナ危機が投じた一石を大切にすべきである。岸田文雄総理も新しい国際秩序形成の必要性に言及し、それに呼応するようにゼレンスキー・ウクライナ大統領は国会に対して行った演説⁶で、既存の国際機関が機能しなかったこと、そして（紛争を）防ぐ予防的なツールを作り、我が国にそのリーダーシップを発揮してもらいたいとの期待感を表明した。常任理事国による拒否権発動の際のアカウンタビリティーを担保させる改革⁷を短期的には取り組みつつ、併せて G7 に有志国が集う形での枠組みを構想し、長期的な新しい国際秩序形成に寄与することが望ましい。

4. 政党が担い得る役割 —重層的な取り組みへの起点として—

ここまで、主に我が国として政府の果たすべき役割について述べたが、アクターは政府に限らない。我が国全体としての取り組みとするためには、ウクライナ避難民の積極的受け入れ、入国後の基盤構築に向けた支援等において、国、地方自治体、企業、NPO、学校、業界団体等が一丸となってウクライナ支援に取り組まなければならない。その中でも筆者としては、とりわけ政党の役割について述べたい。岸田総理が、国連総会においてロシア非難決議で棄権に回ったインド、カンボジアを訪れ、それぞれ共同声明で成果を得た。ロシアへの経済制裁の輪を広げ、国際法に背く行動を止めさせるべく、総理や外務大臣が回り切れない、または重ねて訪問すべき諸外国に自由民主党をはじめとする政党が赴き、我が国として望ましい国際環境の醸成に努めるべきである。与党を中心にしつつ、外交や安全保障政策に一定程度差異はあれども、例えば国会という枠組みや超党派のミッションを形成し、日本国民の総意を体現させる。政府と政党を「使い分ける」ことも一つの戦術とするべきである。これら政治レベルでの働きかけを通じ、外交を側面支援するべきである。外交は政府の専権事項であるも、野党も政府与党と協力し、責任を果たすべきと考える。政党はリーダーシップを担う立場にあり、我が国の政党が訪問先国の指導者らと会談することで、政治的なプレゼンスを示すことが出来る。そして当該国の現地大使館、政府系機関等がフォローアップすることで、これを重層的な取り組みとし、または楔とすることが可能となる。そして適切な場合にはこれを米国や欧州の価値観を共有する政党や組織との取り組みとし、国際的な厚みをもって楔を打つことも可能となる。新型コロナウイルスや国会活動による現実的な制約は多いが、今後のウクライナの復興も含めて見据え、民主主義陣営の中核国の一つとしてリーダーシップを発揮するべきである。

5. 結語

数年前から兆候があったとも言われるが、多くの専門家も常識的な範囲において「実際にロシアによるウクライナ侵攻はないであろう」と考えていた。ある種の無謬性に囚われていたのかもしれない。これを大きな反省とし、権威主義国の動静をより分析する必要がある。インド太平洋における中核国である我が国が民主主義大国として、積極的役割を継続、発展させることを強く期待し結語とする。

令和4年4月15日

以上（3958字）

(脚注)

¹ German Economic Institute によれば、2020 年ドイツは天然ガスの 55%、石炭の 45%、原油の 34%をそれぞれロシアから輸入していた。2022 年 3 月 10 日
<https://www.iwd.de/artikel/erdgas-fatale-abhaengigkeit-538135/>

² キヤノングローバル戦略研究所・主任研究員の伊藤弘太郎氏 2022 年 3 月 10 日
<https://news.1242.com/article/348166>

³ 国際連合 2022 年 3 月 1 日 非難決議は 141 か国が賛成、5 か国が反対、35 か国が棄権。<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/N22/272/27/PDF/N2227227.pdf?OpenElement>

⁴ ロイター 2022 年 3 月 22 日 米、ロシアの極超音速ミサイル使用確認できず「実用性ない」=当局者 <https://jp.reuters.com/article/ukraine-crisis-usa-military-idJPKCN2LI1HM>

⁵ 国連憲章 1945 年 6 月 26 日 第 27 条 3 項に紛争当事国による投票の棄権を定める規定あるも死文化している。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-P1-1_1.pdf

⁶ 衆議院 2022 年 3 月 23 日 ゼレンスキー・ウクライナ大統領による国会演説
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/topics/kokkaienzetu220323-1.pdf/\\$File/kokkaienzetu220323-1.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/topics/kokkaienzetu220323-1.pdf/$File/kokkaienzetu220323-1.pdf)

⁷ 読売新聞 2022 年 4 月 14 日 国連、拒否権行使なら総会 露中の乱用抑止 米など共同提案へ <https://www.yomiuri.co.jp/world/20220414-OYT1T50048/>
(いずれのリンクも 4 月 15 日最終アクセス)

(参考文献)

防衛法学会 2018 年 9 月 1 日 防衛法研究 第 42 号

森本敏・高橋杉雄 2020 年 9 月 10 日 新たなミサイル軍拡競争と日本の防衛 INF 条約後の安全保障 並木書房

岩間陽子 2021 年 8 月 5 日 核の 1968 年体制と西ドイツ 有斐閣

防衛省 2021 年 防衛白書 令和 3 年度版

日本経済新聞 2022 年 4 月 3 日 対ロ制裁「参加国拡大」 ハイテク輸出規制で米高官

日本経済新聞 2022 年 3 月 15 日 国連、これでいいのか 秋田浩之